

伝統的地場産業産地における後継者育成と技能継承（1）

—石川県漆器産地の徒弟制度と公的養成制度—

樋口 博美

はじめに

伝統的工芸品産業の産地課題の筆頭に挙げられる項目に後継者養成がある。産地が“人の技能あつての存在”であることを改めて考えれば、この課題は産業存続に直結する問題である。

産地における後継者問題の要因については、経済・社会の変動による地域社会や地域文化の変容、それにとまなう職業選択の多様化や選択志向の変化によるものと説明されることも多いが、実際に産地に出向いて関係者に話を聞くと、時折、この問題に関わっては現在でも徒弟制的要素をもった人材育成の衰退についての言及や指摘がある。「徒弟制」など過去の遺物と考えられがちな現代社会にあつても伝統的な地場産業産地においては今でも形を変え、縮小しつつも一定程度の徒弟制的要素を確認することができる。

一方で、時代の移り変わりとともに受け入れられにくくなった「徒弟制度」に代わる後継者養成の手段として、また後継者不足の状況を打開するための方策として、伝統的地場産業地域においてしばしば登場するのが「訓練所」や「研修所」等の名を付した公的養成制度による後継者育成と技能継承である。ここでいう公的養成制度とは、学校に付設されたもの、職業訓練によるもの、研修所によるもの等、法令や法制にもとづく公的な制度母体があり、それらの直接的あるいは間接的な管理、運営、支援にもとづく制度であることを意味する。

本稿では、石川県内の2つの漆器産地、山中漆器産地と輪島漆器産地を取り上げ、各産地の産地構造との関わりのなかでの実践的な後継者養成と技能継承の変遷について、「徒弟制度」と「公的養成制度」の二つの側面から考察を加える。

1では、それぞれの産地構造について、生産工程にもとづく分業のしくみとそこで要される特徴的な技能を「産地技能」であることを確認しつつ、産地完結型の分業体制として把握する。2では、両漆器産地の伝統的な徒弟制度と徒弟的要素を持った現代の「徒弟制」について、3では、近代化以降、徒弟制維持の一方で、両漆器産地の技能存続にかかわってきた「公的養成制度」について、それぞれの産地構造の特徴をふまえながら分析的に整理をし、現在の後継者育成までの経過をたどっていく。

現在、対象産地における実態としての公的養成制度としては、「石川県立山中轆轤技術研修所」と「石川県立輪島漆芸研修所」という二つの機関がある。今後、産地におけるこの二つの研修

所の役割について考察・検討を行っていく予定であるが、今回はそこに至るまでの産地の後継者育成と技能継承の軌跡について整理しておきたい。

産地における公的養成制度の役割・意義と、これとは対照的な養成のしくみをもつ徒弟的要素を持った養成の今日的意義という2つの側面から技能継承の課題について検討を加えるための今後の足がかりとなる。

1. 漆器産地の産業構造と産地技能

石川県には漆器に関わる産地として、山中、輪島、金沢の三地域がある。同じ漆器でも産地ごとに特徴があり、それを反映してそれぞれに「木地の山中」、「塗りの輪島」、「加飾の金沢」と呼び表されている。一見、三産地が分業になっているようにも思うが、本稿で対象とする山中と輪島は、漆器完成までに必要な工程を産地内で完結させる分業体制のしくみを持っている産地である。

ここでは、2つの漆器産地のそれぞれの産地構造と、技能に対する産地の期待や意向が反映されたものという意味での「産地技能¹⁾」が分業産地内の社会的な関係をつないでいく側面を捉えておく。

(1) 山中漆器産地の分業体制と産地技能

① 山中漆器産地の構造

現在の山中漆器産地は、伝統的な「木製漆器」と近代的な「合成漆器」の全く異なる二つの漆器で成り立っている。山中産地が木製漆器と合成漆器の二本柱での展開となったのは、合成漆器生産の導入が決定された1959(昭和34)年頃からである。家具中心の製造を行っていた輪島漆器や、宗教用具中心の製造を行っていた金沢漆器と異なり、山中漆器では、もともと飲食器などの日常品や土産物・玩具を中心とした(比較的)量産品を扱っていたことがこの展開を後押ししたといえる(若林 [1959: 384])。その後合成漆器が産地の主力となっていく過程で、木製漆器の需要と供給は相対的に減少していくことになる。合成漆器製造が本格化し、工場団地建設が認定(昭和39年)され(中小企業近代化資金助成法の適用指定を受ける[山中町[2006: 849])、稼働(昭和43年)すると、伝統的な木製漆器の職人や製造卸の人々が多く合成漆器に転業した²⁾。

図 1：木製漆器の工程と産地構造

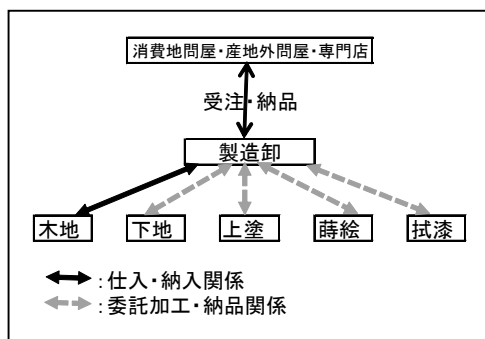
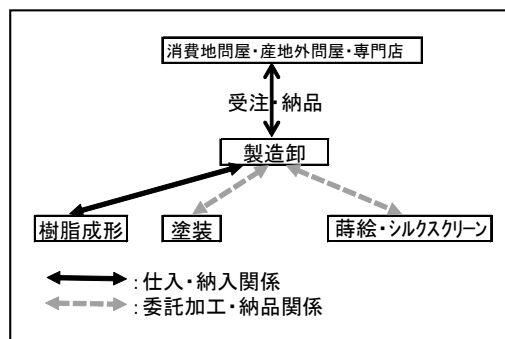


図 2：合成漆器の工程と産地構造



出所：山中町 [1995：287] を参考に加工

出所：山中町 [1995：287] を参考に加工

木製漆器の生産工程（図 1）には木地→下地→上塗→蒔絵の工程が、合成漆器の生産工程（図 2）には樹脂成形→塗装→蒔絵（シルクスクリーン）の工程があり、工程ごとに専門的な技能（技術）を持った職人や業者がおり、分業体制によって産地が構成されている。

産地の中心で生産部門を統括し、流通・販売を担うのが、山中地域で「漆器屋さん」と呼ばれる製造卸であり、彼らは製品の企画を行い、販路を開拓しつつ、消費地問屋や産地外問屋等からの受注によって各工程の職人や業者に生産内容や数を指示し、商品の納入もしくは納品を受けて出荷する役割を担う。一部上塗製造を兼ねた木製漆器の製造卸業者もいるが、基本的に製造卸は社内には製造部門を持たずに、各工程で取引する職人製造業者を複数持ち、仕入れもしくは委託加工システムで完成品を生産している。木製漆器のみを扱う製造卸、合成漆器のみを扱う製造卸、そして両方を扱う製造卸など、組み合わせや製品の内容は、製造卸のそれぞれの店の特徴として展開されている。

② 轆轤の仕事と産地技能

ここで、①の図 1 のなかの、山中を代表する工程ともいえる「木地」工程に着目し、この作業内容について見てみる。

[木地挽き]

(1) 荒挽き

縦木取りされた木（輪切りにした天然木から取る）から、仕上がり（たとえばお椀）寸法より大きく製材された材料の木を轆轤にかけ、内径・外径とも仕上がり寸法より厚みもたせて乾燥しやすい形に挽く。その後、2ヶ月近く養生させ、乾燥させる。

(2) 中荒挽き

養生させた材料を内経、外経ともにまた厚みに余裕を持たせて轆轤で中荒挽きを行い、再び1～2ヶ月間養生させ、乾燥させる(材料の乾湿による膨張、収縮がほとんど停止状態になるという)。

(3) 仕上げ挽き

鉋や小刀を用いて、まず外側を挽き、次に内側を挽く。そして仕上げに木地の肌を極細の筋を入れる千筋や糸目筋、稲穂筋、など、加飾の筋挽(数十種類ある)を施すのが山中漆器の特徴であり、独自の技である。また、使用する刃物道具はすべて職人の手作りである。

木地師の仕事は、基本的に、製造卸からの注文に応じた製品を作り、納入するのであるが、取引が一軒の製造卸だけとは限らない。たいていの場合、数軒の製造卸との取引を行っており、特定の長期的で安定的な取引を持ちつつ、時々ものによって応じるなど柔軟な取引を行っているところが多い。また、木地師は、山中産地内にとどまらず、他産地と取引をしているところも多く、特に近年その傾向を強めている。

また、木地工程の職人・事業所の間では木地生産協同組合が組織されており、材料となる木材の確保とそれによる価格安定のしくみをつくっている。

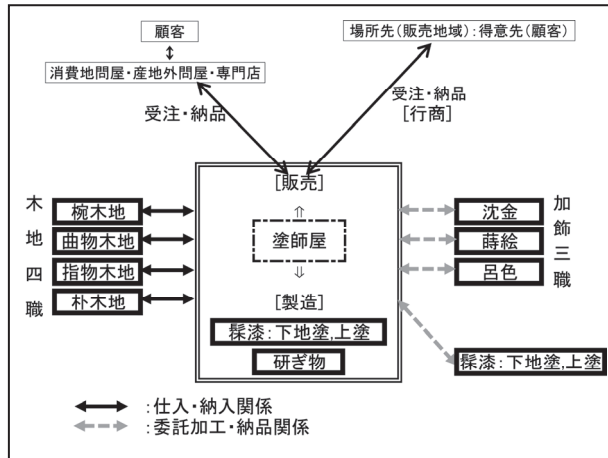
さらに、山中の木地師には、産地の技能養成機関である挽物轆轤技術研修所で轆轤挽きの指導に当たる人もいるなど、彼らが継承して体得された伝統的技能は、現在の産地の根幹を支える技能であり、未来の技能にも関わる産地技能である。産地はこれらの技能を要として構造化されているのである。

(2) 輪島漆器産地の分業体制と産地技能

① 輪島漆器産地の構造

1953(昭和28)年頃、戦後の生活様式の変化とそれに適合する形で現れた合成漆器を産地の生産対象として取り入れるかどうか、輪島塗の岐路となる検討と選択が輪島漆器商工業協同組合を中心に行われた。その上で「輪島は漆で生きる限り現在の製造方式を堅持し、経営努力することが最善の道であるとの結論に達し」、今日まで伝統的な在り方を堅持する輪島産地のその後を決定づけた。「既存産業の振興対策として生産の近代化を図る」ことを指導方針とする石川県からは、その後も組合に対する意向打診が再三なされたという(熊野[1984:54])が、輪島産地が方針を変えることはなかった³⁾。現在でも輪島漆器産地は、木製の伝統的な漆器が産地生産の中心であり、そのほとんどの作業が手作業によって行われている。

図3：輪島漆器の工程と産地構造



出所：輪島漆器商工業協同組合 [1998：7] を参考に加工

輪島漆器の生産工程（図3）は木地→髹漆→加飾の3つの工程に大別できる。木地工程は作業内容によって椀木地、曲物木地、指物木地、朴木地の4つに分かれていて（木地四職）、それぞれに専門の職人がいる。加飾工程も作業内容によって、沈金、蒔絵、呂色の3つに分かれており（加飾三職）、それぞれに専門の職人がいる。この二つの工程の間に位置する髹漆工程は、伝統的には塗師屋が自ら親方として直接職人を抱えて製造を行ってきた。現在は、図3内の右下のように髹漆の工程が独立して営まれ、委託加工として外注されることも多く（下地塗りと上塗りの工程に分かれる場合もある）、髹漆専門の職人や業者もいる。1960年ごろまで、髹漆の工程は塗師屋のみが行っていたが、60年代後半からの高度経済成長期における人手不足、生産地拡大の影響から工程の一部もしくはすべてを外注する塗師屋も出てきた。そして、これを請け負う業者を「買請取業者」といい、1960年頃に増加し、輪島漆器業の生産流通体制の中に新たに組み込まれたという（須山 [1992：226]）。図3の太実線枠 がそれぞれの製造職種であり、これらが分業体制となって産地を形成している。

漆器生産の工程の内、製品の塗りを専門とする製造業と、仕上がった製品を売りさばく販売業を兼ねた家業を営む家を輪島地域では「塗師屋」と呼ぶが、彼らは自家でまかなう仕事以外を諸職に発注してすべての工程を統括し、注文の品をまとめるプロデューサー役でもある。一軒の塗師屋は作るものに応じて発注する職人が異なる、あるいは複数になるため各職3～5軒との付き合いがある、という具合で、さまざまな職人、業者との関係を持つ。また、塗師屋は、既述したように自らが製造家であると同時に、日本全国に「場所先」（得意先のある販売地域）を持っており、ここへの行商による注文生産を主として販売を行っており。販売ルートと需要

を確保・維持し、安定的な商売につとめてきたのである。輪島ではこの塗師屋を中心に分業体制が維持され、産地が形成されてきた。

② 塗師の仕事と産地技能

ここで、②の図3のなかから、輪島漆器の代名詞的な作業である髹漆（塗り）工程を取り上げて作業内容について見てみる。

[髹漆]

(1) 刻苧・木地固め・布着せ

木地の割れ目などを削り、そこに刻苧（生漆と木粉を混ぜたもの）を埋めたり、全体に生漆を塗って木地を固めた後、破損しやすい部分（お椀の縁など）に布を貼って補強する。

(2) 下地漆を作る

地の粉（珪藻土と漆、米糊を混ぜたもの）で下地漆を作業台の上で練って作る（珪藻が漆をよく吸収するので、堅牢な漆器となる）。

(3) 下地付け・地研ぎ

へらを使ってお椀等に下地付けを施していく。地の粉の粒子をだんだん細かくしながら塗っては研いで…を繰り返す、表面を円滑にする。

(4) 中塗り・上塗り

刷毛で中塗りを経て上塗りを施し、ほこり一つも付かないように細心の注意を払う。

(5) 固化させる

漆が固まるまでには適当な湿度が必要なため、室温度を調節した戸棚や箱に入れて漆を固化させる。

輪島における髹漆工程の下位工程は 20～30 工程にもおよぶ手間と時間のかかる作業内容である。この作業は、分業のところでも説明したように、塗師屋のなかで家内分業的に行われている場合と、産地内分業の一つとして独立した塗専門の職人が家内工業として行っている場合とがある。

前者の場合、塗師屋のなかでは、親方・職人・徒弟の三者同士それぞれに、特に技を伝えたり伝えられたりといった技能伝承としての関係がある。特に親方―徒弟関係であれば、それは疑似的な親子関係ということにもなる。また、職人から見れば、塗師屋に出入りする他の塗師屋、あるいは他の職種とも自らの技能が間接的にかかわっていることになる。技量としては未熟練な徒弟もまた然りである。

そして、独立下請けで髹漆工程を担う職人からすれば、複数の塗師屋との取引があり、それぞれの注文に応じた作業が求められているのであるし、さらには、産地分業上の工程で言えば、髹漆は中間の工程であるため、委託された前工程の木地に合わせ、またその後、後工程として

加飾されるであろうことを考慮した作業が求められる。こうして産地技能として一工程を支えることが産地構造を支えることになる。

産地内で実際に職人が体得して体現する技能は、彼らが持つ仕事を中心としたさまざまな関係性のなかにあること、そしてその職人の技能が産地形成の結節点となっていることを見てきた。技能継承とそのため後継者育成は、産地の構成と存続にとって欠くことの出来ない、重要な関心事項となるのである。

2. 徒弟制度の変容と徒弟的關係

既存研究をひもとくと「徒弟制(度)」とは「封建的な手工業労働組織に結合された一つの社会的な規範」(遠藤 [1985: 131])であり、手工業発展のために欠くことのできない組織として成立し、進展してきた。それは「非血縁のものが、雇用労働力として、その技術指導者の家の一員としてはいりこんできて、そこに技術の伝習を契機として形成される社会的な関係、具体的には封建的な主従関係—表面は親方と弟子・徒弟というような家族的な擬制形態をとっているが一の成立が、徒弟制を確立させ」(遠藤 [1985: 132])たのである⁴⁾。

このように職人の縦関係の中に形成されることに加えて、徒弟制は職人の横の関係である同業者相互の(封建的な社会的・経済的關係に貫かれた)組織のなかに組み込まれてはじめて、職人社会を規範する制度として存在意義を持つことができるものであった。特に、特権的な独占的地位を維持・確保しようとする職人たちにとって技術の錬磨、伝達、保持はきわめて重要な問題の一つであり、徒弟制はその手段でもあった(隅谷 [1970: 76])。

しかし、19世紀に資本制による工業生産が生成・発展してくると、徒弟制度の弛緩・解体が起きてくる。職人層は賃金労働者として資本制の生産機構に吸収され、徒弟制を必要としない非熟練労働力が大量に要求されるようになったために、封建的な徒弟制度は次第にその存在を喪失していく。賃金關係の浸透によって徒弟の現場である親方—徒弟の關係が崩れ、「徒弟制としては、技能の伝達・養成より低賃金労働の確保形態という側面が強くなり、したがって徒弟は年季途中でもよりよい労働条件を求めて移動することが一般化していった」(隅谷[1970:87])のである。

一方、「近代化」を展開できなかつた、あるいは古い生産關係にとどまらざるを得なかつたところでは、徒弟制は変容しつつも長く温存され続けたのである。つまり、既存研究にある厳密な定義であるところの徒弟制度から「封建的」な条件が喪失した後も「徒弟的」な要素は維持され続けたのであり、いわゆる「残存形態」とされがちな徒弟要素を保ちつつ、技能継承を続

けてきたのが本稿の対象とする「伝統的地場産業産地」であるといえる。

(1) 山中漆器産地における徒弟制とその変容

山中産地における徒弟制度（ここでは木製漆器に限る）は、「輪島のごとき本格的な徒弟制度は早くからくずれていた」（若林 [1959 : 398]）という。それでも、明治 39 年の徒弟契約書（徒弟年季証）が確認できることからすれば、近代以降も比較的厳密な形で徒弟制度が維持されてきたことがうかがえる。かつては近在の村から多くの住み込み徒弟が集められており、明治以後は山中町内から通いの徒弟が増えたとされるが、それでも年季は 10 年以上、それが 7 年、5 年と短縮されていったという。徒弟制度は工程ごとにあり、木地、下地、塗り、蒔絵のどの工程でも年季期間の半分くらいはいわゆる「下マワリ」仕事に使用されたが、この間に仕事を覚えて、家風にもなじみ、職人としての風格もつけていった。1995 年発行の山中町史（山中町 [1995 : 310]）によれば、山中における徒弟制度とは、「血縁・知己を頼って師匠のもとへ弟子入りし、通常は 5～6 年の期間、師匠の家族と生活を共にしながらの厳格な規律の下に専門的な技術を習得するための修行を行う」ものであると記されている。師匠と弟子は一対一の教育体制のなかで技術を習得して一人前の職人となるのである。

一人前になった後のお礼奉公や、親方からの道具の授与、親方との親交はいつまでも残ったというが、徒弟期間中何度か行われる祝儀などは早くに廃れ、年季明けの儀式も早くに形式的なものとなったという。これには、既述のように、山中産地の扱う製品が食器や土産物という大衆向けの比較的産量を要するという特徴をもっていたこと、そのためもあってか明治期には足踏み轆轤、大正初期にはすでに電動轆轤を導入するなど新技術導入や改良に積極的に取り組んできたという経緯（近代化志向）を考慮してみる必要がある。山中産地は大量生産志向型の産地であり、また産地内の各工程がそれらを了解の上で対応可能な分業体制を構築してきたことなどが厳密な徒弟制を縮小させていく要因となったと思われる。また、そのことは、合成漆器の導入が決定されていく際の重要な要素になったのであり、他方で徒弟制度による技能継承を必要とする木製漆器にとって、産地構造の合成漆器への転換は、木製漆器からの転業や廃業が促される中で、徒弟制度の必要性を弱体化させる要因の一つとなったといえる。

しかし一方で、木地づくりを中心とする木製漆器の生産技術は、「木地の山中」の重要な産地シンボルとして産地内では認識され、その技能は維持され続けてきた。特に、1980 年代後半に山中漆器の生産額がピークを迎えて後、合成漆器の需要に陰りが出てくると、“売り”である木地工程の職人による木製漆器への注目（とその需要）は再び高まっていく⁵⁾。

山中産地では、後で述べる戦後の労働基準法成立によって動揺を受ける「徒弟制度」が、かつてのような厳密さは失われつつも徒弟的要素をもった技能伝承として存続してきたという。

その現在の在り方の一つといえる形が、3で記述していく「挽物轆轤研修所」と折り合いをつける形で存在する、技術を伝える職人と技術を学ぶ徒弟（生徒）の「徒弟的な関係」のなかに見て取ることができる。産地ではこの徒弟を「弟子コ」と親しみのこもった呼び方で呼んでいる。

（2）輪島漆器産地における徒弟制とその変容

輪島でも、後継者育成は各工程において徒弟制度を中心に行われてきた。特に髹漆では、髹漆工程の作業も担う塗師屋が自分の店で徒弟を抱えて養成していた。輪島町史によれば、江戸時代は年季13年と礼奉公1年、明治初期には9年、明治後期から大正期には塗師屋（髹漆）で7年、木地屋6年、加飾5年となり、お礼奉公も大正以降、戦前戦中は6か月勤めることが慣例であったという⁶⁾。

徒弟制度は、技術の伝授を目的としたものの、はじめのうちは親方の家の家事や雑用に駆使され、その間に弟子や職人たちから厳しい鍛錬を受け、職人としての風格を身に着けていったとされる。また、弟子入りから年季明けまでの修業年限に応じた諸段階（座入れ、まな板直り、ハケ直り）ごとの祝儀、年季明けの祝宴も徒弟期間中の大事な行事であった。祝宴の中心は親方と徒弟の交わす親子盃であるが、親方の名を一字与え、定紋のついた袴や紋服を与えるなどの親子固めの儀式が重要であった。なぜなら、これは徒弟の一人前の職人としての独立を祝福すると同時に、親方とのつながりを強化するという意味があったからである。さらに、藩政期後半の記録に「元來徒弟はみだりに外出も許されない程店に緊縛され、年季まで奉公が続かずに退店したものは、回文をもって仲間統一へ案内して雇傭することを禁じた」（輪島市 [1976 : 292]）というのがあり、徒弟制度が単に親方と徒弟の間のみに擬制家族的に結ばれる慣習規範ではなく、親方・職人集団の横の関係性の中で成り立つものであったことが見て取れる。この他にも、徒弟が自分の親方に無断で他の親方のもとで働くことも禁止されており、臨時雇いが発生すれば、それは両親方の了解を必要とした。

大正半ばにおいても「輪島漆器の職人養成は厳しい徒弟制度をとっておこなわれていた」（輪島市 [1976 : 512]）⁷⁾ し、昭和期においても「戦前における輪島漆器産業の労力の雇用はほとんどが徒弟制度をとっていた」（輪島市 [1973 : 94]）のである。さらに、商工協同組合や技術センターでの聞き取りによれば、1976（昭和51）年頃には、それまで1つの事業所で毎年1～2人程度であった年季明けの徒弟を1軒で10人も抱えなくてはならない状況になったため、各事業所の経費負担増の問題を考慮した組合が「合同年季明け式」を始めたほどであったという⁸⁾。

しかし、バブル崩壊の頃（1990年代始め）から、今度は弟子入りという形での未熟練者の受け入れは難しくなり、「不況にも割合強かった輪島塗も仕事量が激減した」ことで人手が余るよ

うになり、全く何も出来ない者を弟子として入れて一から教えていくという人的余裕が失われていった。

こうして徒弟制度による人材育成は激減していくが、今でも数は減ったものの「親子がための盃」を交わす例がある⁹⁾。現在、塗師屋での徒弟は修行3年で年季明け（お礼奉公もある）といわれており、かつてに比べれば短縮されてはいるものの、輪島漆器産地は産地の歴史とその特徴によって生産がほぼ手作業で行われてきたことから、技能習得は現場での反復作業が不可欠であり、「年季明け式」を含む親方と徒弟（弟子）の間に強い徒弟的要素の在る「徒弟的關係」によって成り立つ技能継承システムがかつてより細くなりつつも存続している。

ここまで、山中漆器産地と輪島漆器産地の徒弟制度とその変容について見てきた。

山中産地では、産地形成以来、量産型である大衆品の生産が特徴であったこと、近代化以降、大正期には電力化・機械化を積極的に導入した結果として、また昭和期の合成漆器参入によってさらに量産型の産地としてのしきみを作り上げていったことなどが輪島漆器産地よりも早い段階で徒弟制が崩れたことに影響していた。量産化を指向する産地であり、そのための産地の構造化を目指してきたのが山中漆器産地である。

一方、輪島産地では、熟練を要する堅地な塗り物を産地形成以来の特徴とし、伝統的な生産方法を変えることなくきたために、製品の質と出来が直接かわる職人技能を維持する必要があること、それを成立させる生産体制のしきみや構造が維持されてきたことが、徒弟制度の喪失や変容が抑制されてきた要因であったといえる。

両産地では、現在も「徒弟制（度）」と産地の人々が呼ぶ技能継承のしきみに徒弟的要素を見出すことができる。そこには、かつてのような職人社会の縦関係、横関係の規範に則ったものではないが、つまり、すでに厳密な意味での「徒弟制度」ではないが、産地の人々が支え、提供している産地技能の維持・継承のための「徒弟的關係」に支えられた技能継承のシステムと場があることが確認できる。次に見ていく公的養成制度も産地における技能継承の重要な場を提供したのであるが、徒弟制はその時々割合は変化しつつも他の養成制度と並行的に維持されてきた技能継承の重要な要素である。

3. 公的養成制度による技能継承と後継者育成

伝統的地場産業地域では、「徒弟制（度）」が維持されてきた一方で、そのシステムは常に「前近代的」な過去の遺物として、現代的な雇用形態や職業訓練（養成）としてはふさわしくない、改善されるべきものとして受け止められてきた。ゆえに、ここでみていく公的養成制度による

後継者育成の試みは、徒弟制度に代わりうる人材育成策の模索の歴史そのものであるともいえる。産地では近代化直後から公的養成制度によるさまざまな人材育成策が打ち出されており、実際に産地の重要な後継者輩出機構として人材育成と技能継承に寄与してきた。

ここでは、各産地の取り組み内容について、①「徒弟学校」設立の試み、②学校教育のなかの養成、③職業訓練としての養成、④「研修所」という新たな養成、といった時代の推移に応じた4つの観点からの後継者育成と技能継承のあり方について検討を加える。その時々背後の社会経済状況と、それぞれの産地の歴史や産地構造の特徴と状況に応じて、その発現や結果が異なることに着目しつつ、公的養成制度による後継者育成が現在どのような段階に来ているのかを明らかにする。

(1) 山中漆器産地の公的養成制度による後継者育成

① 「徒弟学校」設立の試み

ここでは明治期に登場する「徒弟学校」について、佐藤他 [1962] の説明を援用しながら述べていく。

「徒弟学校」とは、殖産興業の一翼を担うものとして、また徒弟制に代わるものとして「徒弟学校規定」(文部省令第20号：明治27年7月25日)に基づく明治政府の近代政策の一つである¹⁰⁾。その目的は二つあり、一つには伝統的な在来工業(以下、佐藤の議論に合わせて「伝統工業」とする)を近代化させることであり、二つには近代(輸入)工業を振興・発展させることにあった。徒弟学校は、旧来の年季徒弟法の欠陥を是正し、それに代わる「合理的な職工養成」を第一の目的としていた。徒弟制が学校教育として制度化された1894(明治27)年～1900(明治33)年までは徒弟学校のほとんどが伝統工業を基盤として設立されており、また、当時の6割に届かない小学校就学率を背景に、大部分の徒弟学校が尋常小学校の補習教育の役割を担った。

いうまでもなく漆器も伝統工業に分類されるが、この近代化に向けた国策の一環として推奨された「徒弟学校」設立振興に対して山中漆器産地はいち早く呼応、1896(明治29)年には全国に先駆けて山中村立漆器徒弟学校を開校し、後継者育成の「近代化」を試みている。しかし、1900(明治33)年には県立に昇格するも、その後1902(明治35)年には廃校となってしまう。廃校の理由として、校長が死亡し有力な後継者を得ることができなかったこと、尋常小学校の経費にすら手が回らず徒弟学校維持の余裕がなかったこと、さらには徒弟学校での教授内容が村民の期待と合致しなかったこと(学校での教授内容は板物研究であったが、村民は山中漆器が得意とする轆轤を使用した丸物研究の教授を要望していた)がその理由であった。そして明治40年前後からは明治政府の徒弟学校に対する第1の目的である伝統工業近代化への期待が衰

退し、近代工業に対応する工業学校設立に力点が移っていく。これにより、伝統工業をもとにした徒弟学校を設立してさらには工業学校へと上昇していくものもあったが¹¹⁾、伝統工業の多くは国家の工業教育振興策の第一線からは脱落していくことになる(佐藤他 [1962: 52])。1920(大正9)年に徒弟学校規定が廃止されると¹²⁾、伝統工業にもとづく学科を放棄して近代工業へ転換する学校が出る一方で、伝統工業のまま存続しようとした学校は廃校を余儀なくされることになった。こうしてみると、山中の徒弟学校は、先に示した産地内の事情のみならず、対外的な理由からも廃校へ至ったとみることができる。そして、ここに伝統的な在来工業が国家的な「学校教育」からは見捨てられるという契機を見出すことができる。徒弟学校が伝統工業の「近代化」を促すことはできなかつたし、この時期に(具体的には機械化をとまなう)「近代化」を達成できなかった伝統工業は、これまでと同様に年季徒弟制にその技能訓練をゆだねることになる(佐藤他 [1962: 123])。伝統工業はその後自らの存続を維持するために徒弟制度を必要とし、踏襲し続けることになったのである。

その後、近代的な徒弟学校の実現は難しくとも、(廃校以外に当時「下降」とされた道ではあったが)、「実業補習学校」を設立し、後継者育成の場としてその存立意義を見出していくことになる。山中では1906(明治39)年に村立小学校に夜間の工業補習学校¹³⁾が併設され、人材教育の役割を担っている(宮川 [2003: 24])。1920(大正9)年には商業補習学校へ転換、独立(山中町 [1995: 310])すると、製造卸業者の輩出を促すことになり、産地における量販体制の構築に結びつくことになる¹⁴⁾。

② 学校教育のなかの養成

次に、小学校、中学校、高等学校など学科教育を授ける公立学校のなかに導入された漆器生産のための人材育成について見ていく。山中地域でのその最初は、1887(明治20)年に山中村立小学校尋常科に随意科が設けられたことにある。当時5~6年の修行期間を要した徒弟制度に加えて、近代化の勸業政策に呼応した人材育成機関となった(宮川 [2003: 24])ものであり、その後徒弟学校への展開に結びつくものでもあった。

戦後1950(昭和25)年に、新制山中中学校(町立)に職業教育課程が設置されると、全国にも例のない義務教育の場に地場産業の職業教育の場を作ることになり、漆器指導の職能教育強化が図られることになった(山中町 [1995: 310])。ここを卒業した現役の職人であるT氏への聞き取りによれば、職人の子弟が「漆工」を選択することが多かったようだが、学校内には漆工指導のための教室を完備し、蒔絵・デザイン室・塗装室等もあり、週に5時間の授業時間が確保されていた。また、これは当時の文部省のモデルスクールの導入であり、産地漆器組合からの強い要望の上で実現している。高度経済成長期へ向かって漆器需要が高まっていた頃で

あり、未だ合成漆器導入の影響がそれほど大きくない時期でもあった。1960年の職業教育課程の廃止まで10年にわたって漆器業界への人材を輩出した。

1992（平成4）年に、石川県立大聖寺実業高等学校に情報・デザイン科が新設され、平成6年には漆器に関わる科としてデザイン科が独立した。地域に唯一の実業高等学校は、山中漆器産地の将来を背負う、漆器業界の振興に貢献する人材育成の場として期待された（山中町〔1995：311〕）。地域内の学校教育の場に産業育成のための学習の場があることは、後継者参入の入口として関係者の期待は大きかったが、しかし実業高等学校への希望者が減り、平成20年には生徒の募集停止に至る。ここに山中産地では、学校教育のなかでの漆器技能養成の歴史の幕を下ろすことになる。

③ 職業訓練としての養成

ここでは、戦後に制定された労働基準法や職業訓練法にかかわる職業訓練という観点から産地で設置・施行された人材育成について見ていく。

すでに戦中から熟練工不足顕在化への対応として熟練技能者養成を開始し、戦後すぐには失業対策として国や都道府県によって設置されたものが職業補導事業による職業補導所であった¹⁵⁾。

戦後の人手不足を補うために後継者養成が喫緊の課題であった山中漆器業界でも、1946（昭和21）年に石川県立漆器工補導所を設立、翌年「石川県立公共職業補導所」に改称された。補導所の設立は、石川県からの勧奨もあったが、山中町が町立の工業学校を要望していたこととも関わっていた。また、労働基準法の制定によって徒弟制度が崩壊を始めるなかで¹⁶⁾、職人養成が困難を極め、これに代わる養成機関の必要に迫られていたことも大きな設立要因となった。修行年限は通常半年のところを1年に延長設定し、意匠図案科、木地科、漆工科が設けられ、定員30名の施設とした。やがて公共職業補導所は1957（昭和32）年に廃止となるが、山中町の産業振興政策の一つとして「山中町漆器研究所」が設立され、ここに改組されていくことになる。漆器研究所では漆器の検査などの業務も行うことから後継者育成に関してはここでやや弱まることになる。

高度経済成長期になると、漆器の需要が高まり、そのための人材育成がさらに求められることになる。1958（昭和33）年に制定された職業訓練法¹⁷⁾は、職業安定行政の一環となっていた先の職業補導事業をここへ吸収したものであり、技能教育を行う教育訓練が「職業訓練」として体系的に整備され、これに準拠する施設が職業訓練所であった。山中産地でも職業訓練法の制定にともなって、石川県から公共職業訓練と事業内訓練の二本立ての技能者養成を勧奨されることによって1968（昭和43）年に「山中漆器職業訓練所」を開設することになるが、これはもともと山中漆器商工業協同組合（当時名称）の組合事業として実施されていた職業訓練の

実績が認められた結果でもあった。組合事業としての開設時には修業年限3年制度で60名が入所、普通科と専門学科が設けられていた。職業訓練所としては40名が入所、共同作業場で公共職業訓練を受けるとともに、各事業所での（規格化された）訓練という形での技能養成が行われた。1969（昭和44）年には職業訓練法の全面改訂¹⁸⁾にもなつて「山中漆器共同職業訓練校」と改称され、産地後継者育成と職人輩出の一助として機能した。しかし、近代的な合成漆器生産の導入と工場団地稼働による産地の大きな構造変動によって、1972（昭和47）年頃には入校者が皆無となり、1974（昭和49）年からは蒔絵教室、轆轤教室、塗り教室といった地域の「教室」として、在り方が変化していく（山中町 [1995 : 313]）。

戦後の漆器業の衰退状態を脱し、技能継承の復活と地域産業振興に向けての県や町による職業訓練としての後継者育成は一定の役割を果たしたといえる。しかし、将来に向けて継続的に安定的に後継者を得ていくことができるかどうかは産地の人々にとって常に課題であったといつてよい。次に見る後継者育成はその課題に応えようとする山中産地の近年の試みの一つである。

④ 産地職人輩出を目指す「研修所」

1987（昭和62）年に「山中漆器研究所」の運営が山中漆器連合協同組合に委託されると、協同組合は、組合事業と合わせて山中漆器に関する新技術の研究、新商品の開発・試作、伝統技術の後継者育成教室、デザインセミナーなどの人材育成事業を実施し、産業活性化の中心的な役割を担うことになった（山中町 [1995 : 311]）。そして、山中漆器研究所が母体となり、山中漆器の人材育成や商品開発を目的として1997（平成9）年に設立されたのが山中漆器産業技術センターであり、このセンターに併設・開所されたのが「挽物轆轤技術研修所」であった。

技術研修所の設立目的は「山中漆器の原点で、全国の頂点に立つ『挽物轆轤技術』の習得と後継者育成、及び将来の漆器産業を担う人材の養成、自主研究等を行うための産業振興の中核施設」となることであり、経済産業省の助成を得て石川県が設置している施設である。

定員は1学年5名、研修内容には、轆轤木工芸や蒔絵などの漆器全般の実技と絵画図案やデザインなどの習得がある。また、山中漆器の産業振興を推進する人材養成講座としてマーケティングや新商品開発、生産管理技術などの講座も設けられた（山中町史 [2006 : 320-321]）。

折しも後継者減少の危機的状況の中、轆轤技術研修所は、山中漆器連合協同組合を始めとする産地関係者の人々からの要望によって設立・設置されたものであり、当初から「産地のなかの職人」の養成として、産地漆器産業振興のための職人創出が期待された研修所である。

そして、挽物轆轤技術研修所の特筆すべき点として、ここで学ぶ研修生が専門コースにおける研修に入ると、研修所の講師でもある産地の職人のもとで徒弟制的な方法で技能習得を行っ

ている点が挙げられる。とはいえ、これもかつての厳密な意味での「徒弟制度」ではないが、日々親方（師匠）のもとで製作数をこなして技を磨き、技能を高める効果は期待できる。弟子の側から見ると「ほぼ無給」という感覚の者もいるが、「労働基準法にのっとって」多少なりとも制作した分の手間賃が出る。この過程を経験した現役の若手職人によれば、これらによって「職人の仕事がどのようなものか」、「工房への出入りの業者の様子」や「他の職種の人たちとどのようにかわるのか」などを実感として理解（イメージ）することができるという。しかし、弟子として親方につくことができるのは3年～4年が限度であり、そのまま職人として就職できるという可能性は低く、人によってはそれがデメリットと感ずる場合もある。このシステムは、あくまでも研修所の延長という側面を持つものであり、次々と「弟子入り」してくる後輩に場を譲らなくてはならないのである。その意味では確かに本来的な徒弟制度ではないものの、研修所の講師が「親方」の立場として、研修所の生徒が「弟子」として技能継承する「徒弟的關係」を見い出すことができる。

（2）輪島漆器産地の公的養成制度による後継者育成

輪島漆器産地は木製漆器の伝統に基づく産地である。（1）の山中漆器産地同様に、①「徒弟学校」設立の試み、②学校教育のなかの養成、③職業訓練としての養成、④「研修所」という新たな養成、の4つの観点から輪島漆器産地における公的養成制度による後継者育成と技能継承の変遷について記述していく。

① 「徒弟学校」の試み

明治期において、山中漆器産地同様、輪島漆器産地にも徒弟学校設立の意向はあった（佐藤他 [1962: 98-103]）。ただし、先に見た山中漆器産地が、途中で廃止にはなったものの、時機を得た「徒弟学校」設立の実現であり、学校制度による後継者養成を早くから模索してきたことに比べると、輪島漆器産地ではその動きは少し後になる。

1888（明治21）年には、輸出向け製品を目指した漆器生産の拡大に向けて、漆器製造法の改良策を講じるために、漆器同業組合を中心とした輪島漆器研究会が結成される。1896（明治29）年には、実業高校（石川県立工業学校）に入学する子弟のための学費補助願いが提出されており、これは「徒弟学校設立運動の前兆として考えることができる」（佐藤他 [1962: 99]）ものであった。1899（明治32）年にはいよいよ「徒弟学校建設出願の件」が輪島漆器同業組合にて可決され、町議会においても「徒弟学校創立準備調査委員」の選挙と選出が行われている。しかし、結局財政上の理由から、徒弟学校設立までには至らず、同業組合ではもっぱら毎年石川県工業高校の描金、髹漆科の教師を招いて漆器講習会を開き、技能の改善につとめた（佐藤他

[1962 : 99]。輪島産地が徒弟学校を設立しようとした 1899 (明治 32) 年には、すでに実業学校令が公布された後であり、徒弟学校は工業学校 (機械化を中心とした近代化路線に乗ることを意味する) の種類と規定されており、当時の輪島の財政上、その設立は困難であった。また、実際のところ輪島における徒弟学校設立の目的は、近代的な方法による後継者育成を期待し、それを主眼としたものではなく、「漆器製造ノ法改良ノ策ヲ研究シ、以テ物産ノ販路ヲ開カン」とすることにあった。後継者養成としてはむしろ塗師屋を中心とした徒弟制を維持する傾向があったようである (佐藤他 [1962 : 100-101])。

最終的には、財政的理由を背景に、山中産地とほぼ同時期の 1907 (明治 38) 年に、輪島町立商工補習学校が男子尋常学校に付設する形で開校されることとなった。1918 (大正 7) 年に補習学校を廃止して徒弟学校規定による工芸学校設置案が町議会で挙げられるが、先にも述べたように、この当時、政府の殖産興業策の中には伝統工業の近代化はすでに眼中になく、輪島の構想は実現せず、補習学校として継続することになる。しかし、この工芸学校設置の要望も、徒弟を中心に構想されたものではなく、塗師屋の子弟を中心に構想されたものであった。

輪島では、手工を要する堅地な製品生産を中心としていること、加えて産地の塗師屋を中心とした共同体的な後継者育成のしくみが存続してきた産地構造であることから、従来通りの徒弟制度に頼る傾向が強くなってきた。このことは現在でも他産地に比べて「徒弟制」的要素が強くい出されることと関係していると思われる。

② 学校教育のなかの養成

学校教育のなかにおかれた人材養成としては、戦後まもなく 1951 (昭和 26) 年に町立輪島中学校で地方教育委員会の補助によって漆工輩出のための職業教育が振興されている。当時 3 年生になれば皆、次の③に記す「職業補導所」に出向き、漆器製作を学んだという。

高度経済成長期には、後継者育成の場を求める産地業界の強い要望により、漆工後継者の育成を目的に県立輪島実業高校が設立 (1970 年) され、漆器技術を習得する木材工芸科が設置された (その後インテリア科と名称変更)。3 年間で漆器製造の基礎的な教育を行う場を提供しており、1, 2 年生で輪島塗の基礎や製図、デッサンを学び、3 年生では毎日の実習で木工、塗り、沈金、蒔絵と幅広い技術を習得した。1990 (平成 2) 年までに約 300 人の卒業生が輪島漆器業に従事している (須山 [1992 : 235])。

その後、2008 年に輪島実業高校が輪島高校に併合された際、総合学科漆芸・デザイン系列としてスタートし、2016 年までに 38 人が学んだが、このうち漆器業へ就職したのは 3 人であった。このような状況を受けて、2017 年 3 月、石川県立輪島高校総合学科漆芸・デザイン系列が廃止されることになった。「業界の低迷を反映するように志望者が集まらず、(三月) 一日に卒

業する七人を最後に輪島実業高校時代から続いてきた職人輩出の歴史に幕を下ろす(北陸中日新聞 2017・3・1) し、これを期に学校教育現場での後継者育成の場は閉じられることになった。

③ 職業訓練としての養成

戦後昭和 24 年、輪島漆器商工協同組合は、徒弟参入者の激減に対応するために漆工技能者養成施設の設置主体となって「輪島郷技能者養成所」を設置し、共同での漆工養成に着手した。これは労働基準法の実施によって「開放された徒弟の人格容認」を目指し、戦前の住み込み徒弟年季奉公による弊害を否定した「合理的計画的な漆工技能者養成」を目的として設置されたのであり、技能者養成契約書を作成してこれまでの親方徒弟関係を労働基準法にもとづく近代的な契約関係に置きかえようとした(佐藤 [1962 : 197])¹⁹⁾。

他に、輪島においても戦後の産地人材育成の対応として「職業補導所」が開設され、徒弟仕事の合間に一般教養を学ぶところとして、また先に述べた中学校の職業教育(漆器製作)の一環の場として位置付けられていた。

職業補導所が前身となったものが 1966(昭和 41)年に、販売活動が多忙で職人に上塗を教えることができない塗師屋の親方たちの要望により設立された「輪島漆器共同高等職業訓練校」である。校長は輪島漆器商工業協同組合の理事長であり、修了年限は 3 年であった。職業訓練法にもとづくそれは、事業内職業訓練の制度で輪島市内の漆器工場に働く青年を対象とした。輪島漆器関係に就職した者の技術教育は、基本的には事業主の家に通って実際の仕事を通じて習得するのだが、昭和 41 年度からこれに加えて集合教育が行われることになった。具体的には、毎土曜の午後一時から五時まで訓練校に収容して、専門の講師から普通学科・漆芸の専門学科の講義を受け、その他の平日は各工場で実技訓練を積むものであった(張間 [1981 : 124])。「技能労働者の(略)職業訓練及び技能検定を行うことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もって、職業の安定と労働者の地位向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的」とした職業訓練法(1969 改訂版)に則る形で設置、運営されたのである。また、職業訓練校は、漆器関係に縁のない人々の「弟子入りのための入り口」としても機能しており、高度経済成長期における人材不足への対応でもあった。昭和 40 年代には人手不足に合わせて沈金や蒔絵の「教室」の形での後継者養成を行うということも試みられている。

さらに、漆器振興対策の一環として輪島漆器商工協同組合の要請を受け、町議会の協賛を経て 1952(昭和 27)年に「漆器研究所」が設立された(熊野 [1984 : 51])。漆器の改良・向上並びに後継者の育成をはかることによって産業を振興しようとしたものである(輪島市 [1973 : 98])が、山中産地では職業訓練所の改組としての漆器研究所の設立だったが、輪島の場合は人材育成という要素よりも漆器の研究・開発により重点が置かれる形での登場であった。

山中産地同様、輪島産地でも戦後の人材不足や景気対応として、産地活動の中核となる商工協同組合を中心とした折々の現場の要請に応える形で、かつ、当時の労働基準法や職業訓練法の求める「民主的」で「近代的」な職業としての雇用に沿う形での技能養成と人材育成が試みられたのである。そして、輪島産地では、確かにこれまでの徒弟制度とは異なる形の職業訓練によって参入してきた職人もいたのであるが、その数はそれほど多くなく、一方では先に記したように、「徒弟制度」からつながる技能継承と人材育成が維持され続けてきた。特に、戦後、そして経済成長のなかで薄れゆく「徒弟制」のもと、産地における職人の「技能」をどのように残していくかということについては、伝統的な手法による堅地な木製漆器の生産に特化するとしてきた産地の人々の大きな関心であり続けたといえる。その技能を「保存する」という観点から目指されたのが次に示す「研修所」の設立である。

④ 無形文化財輩出を目指す「研修所」

1967年、市役所内に「輪島市立漆芸技術研修所」が開設された。1972年には石川県に移管され、「石川県輪島漆芸技術研修所」として発足している。

技術研修所の設立目的は、重要無形文化財保持者の輩出である。現在の研修生募集要項には、「重要無形文化財保持者（人間国宝）の技術伝承者養成を目的として」いることが最初に明記されている。文化庁の助成を得て石川県が設置しており、文化庁からすると、研修所は「輪島」の施設ではなく、「国」にとっての無形文化財である漆芸技術「保存」のための施設である。輪島漆芸技術研修所における技能伝承者養成は、重要無形文化財輩出を目指すものであり、またそれを期待される研修所なのである。

輪島での研修所設立の発端は、漆器の技術を残したいと考える産地の人々がその設立を文化庁に働きかけたことにあるという。産地の職人養成もさることながら、産地内での長らくの伝統的な木製漆器生産へのこだわりと矜持は、地域内で早くから人間国宝を輩出²⁰⁾していることから、その技術の継承と保存は産地の重大な関心事であった。

そのような事情をふまえて、研修所は当初塗師屋の子弟など経験者だけを対象とした普通研修課程のみで開所している。経験者の技術をさらに重要無形文化財を目指すことができるものに高め、そのための高度な技能を身につけさせることが目的であったのである。しかし、開設から13年経った1985年に、(あくまでも)重要無形文化財保持者の技術伝承者養成のための「基礎技術」を習得することを目的とした特別研修課程も設置して、漆器未経験者の受け入れを開始する。これまで定員1学年5名であった普通研修課程に対して、特別研修課程では1学年10名の受け入れを決めている。特別研修課程が設置されると、それまで産地内の子弟が多かった研修所に漆器初心者が入所できるようになり、入学希望者が全国区に広がり、県外からの入所

者が増えていく。

ここで、輪島漆芸技術研修所について特筆しておくべきことは、研修所が結果として必ずしも高度な技能をもった特別な者を養成するだけではなく、輪島の産地内の後継者育成にもかかわっているという点についてである。

現在、輪島市内で漆器の技能習得を行うには、どこかの徒弟となるか、もしくは研修所に入るかのいずれかである。近年の研修所の記録では、ここで一定程度の技能を身につけた後、修了者の9割が漆器関係に就職し、5割強が輪島に残っているという。この状況については次の機会に詳細を考察することになるが、研修所修了後に「弟子入り」の形を取る例、さらに現在は、1977年発足当初から輪島塗に携わる「名工」たちが技術会員として集められて重要無形文化財保持団体として認定された「輪島塗技術保存会」が漆芸研修所の一部修了生の受け皿となって修了者を「弟子」として受け入れ、技能継承を行っている例がある。技術の伝承をその使命とする技術会員が「親方」の立場として、研修所を修了した後、さらに技術を学んで受け継ぎたいという意味のある「弟子」の技能習得と育成に関わっている。ここにも産地における現代の「徒弟的關係」を見出すことができるのである。

むすびにかえて

ここまで、山中漆器産地と輪島漆器産地における徒弟制度と公的養成制度の双方がどのような目的でどのように取り入れられてきたのかを見てきた。それは、産地の構造やその変化によって異なり、国や社会の経済社会変化によっても大きく左右されるものであった。産地の人々は、後継者不足や産業変動の折々に産地全体で人材育成についての解決を試みてきた。その際に、注目しておきたいのは、産地の人々によって多かれ少なかれ産地自明のものとして維持されてきた「徒弟的な」要素による関係性とそれを維持するしくみについてである。

徒弟制度成立の条件として、先に参照した遠藤 [1985] は、他にも親方と徒弟の「双務関係」を挙げている。まず親方の徒弟に対する義務は、一つに技術指導、二つに職人にふさわしい倫理と基礎的な教養の育成であり、徒弟の親方に対する義務としては、一つに忠実・勤勉に技術の習得にはげみ、二つにその秘密を保持すること、である。現在、産地のなかに生きる「徒弟制度」は、親方の「伝える」意識と、徒弟の「学ぶ」意識が核となり、要素となって成立し、これによって「産地技能」が維持されているものと解釈することができる。

山中産地と輪島産地では、そのあらわれ方は異なるものの、研修所という名の公的養成制度はすでに産地内の「徒弟的關係」を想定した研修所の在り方となっている。そして、そこにある徒弟制は、かつての封建的な徒弟制度ではなく、技能を伝承する、という使命と、その技能

を学び、新たに創造していくことを使命とする人々の徒弟的關係性のなかで成立している面があるのではないだろうか。これは、遠藤のいう「双務關係」であるといえる。

今回は、「研修所」にいたるまでの手工技術の継承に関わる軌跡を見てきたわけだが、次には、本稿の最後で触れた「研修所」における現代の伝統的地場産業の後継者養成と技能伝承の現状について考察し、徒弟的關係を析出していく予定である。

〔注釈〕

- 1) 技能とは、単にものをつくりだす職人に身体化された個人的な技能を指すだけではない。産地のさまざまな關係性の中で生まれ、維持されていくもの、つまり、流通・販売にかかわる人々や地域の人々の中で生まれ、維持されていくものであり、産地のさまざまな關係性が反映されたもの、として捉える（樋口 [2015 : 24-25]）。
- 2) 1963（昭和 38）年 6 月漆器団地造成促進委員会発足、10 月加賀山中漆器団地協同組合設立、12 月山中漆器工業団地協同組合が設立し、団地造成の準備が整うと、昭和 42 年 5 月には山中漆器団地第一次造成が完成して 103 企業が進出、6 月に加賀山中漆器工場団地造成が完成、そして昭和 46 年 6 月には山中漆器工業団地第二次造成が完成して 108 企業が進出したという。合成漆器の産地内における躍進ぶりがうかがえる。
- 3) 輪島漆器産地では、他産地の合成漆器の成長によって輪島漆器業界が戦後に開拓した料飲店や旅館等の市場が縮小するなどの困難もあった（熊野 [1984 : 57]）が、その後も木製漆器の技術を維持してきた。
- 4) 徳川期における徒弟の原型は次のようである。徒弟はまず契約によって定められ、契約に際しては請状が作成される場合もあったが、多くは口約とか慣習によって堅く守られた。年齢については、それぞれ慣習があり、11 歳から 13 歳ぐらいの間の年齢の場合が多かったようである。年季については、職人の供給を抑え、技能水準を維持するために一定の年季が定められ、徳川期には一般に 10 年程度であったが、幕末に職人仲間の規律が緩むにつれ、6~7 年に短縮されたといわれる（隅谷 [1970 : 76]）。また、徒弟奉公の完了を年季明けというが、年季明けの祝儀は、親方が独立する職人との結合を新しい形で「強化する」ためのもっとも重要な機会であったし、年季明けの後も、親方と徒弟の間には長く主従關係が存在しつづけた。その慣習的な義務として一定期間のお礼奉公が存在した（遠藤 [1985 : 145-146]）。
- 5) 1993（平成 5）年に山中漆器ろくろの技術を保存し、内外に公知するために「山中漆器ろくろ技術保存会」が発足し、山中町の無形文化財に指定され、県や国の無形文化財指定にも期待がかけられた（山中町 [1995 : 309]）。
- 6) 徒弟は自費をもって修行するものと塗師の費用をもって修行するものとの二種（佐藤他 [1962 : 151-152]）あったが、ほとんどが塗師の費用による住み込みの徒弟であり、それが本来の輪島の年季徒弟の形態であった。藩政期においては、年季が明けても一年間は主家に礼奉公しなくてはならず、職人と認められるようになって一人前としては一定の基準があり、それに達しなければ職人仲間からは一人前の扱いはされないという厳しいものであった。
- 7) ただし、大正期には、塗師屋制の変容が徒弟制を変質させ、徒弟は単なる労働力としてのみ把握される側面も出てきたのであり、明治期のような激しい教習段階は見られなくなった（その分技量も低下）という。さらには、工程の分化（下地塗りと上塗り）が生じ、年季中途で脱落しても就業可能な体制が可能になっていった（年季満了者は上塗職人、脱落者は下地塗職人へ）（佐藤他 [1962 : 176-177]）。
- 8) 60 年代後半からの景気上昇と高度経済成長期における人手不足、生産地拡大の影響があるという。実際生産額は 1960 年代後半から 1980 年代にかけて著しく増加した。1960 年の輪島塗の生産額は 737,810 千円から 1965 年には 1,822,000 千円、1975 年 10,013,000 千円、昭和のピーク 1981 年には 15,500,000 千円と推移している（輪島漆器商工業協同組合資料より）。
- 9) 出席した関係者の見守る中、徒弟本人と親方、そして徒弟の親と親方が盃を交わす「儀式」である。

- 10) 1890（明治 23）年の小学校令に徒弟学校が位置づけられて制度化が始まった。
- 11) その例として、会津漆器徒弟学校（明治 31 年徒弟学校創立、明治 37 年に県立工業学校へ）が挙げられるが、県立工業への移行では、徒弟学校発足の足掛かりとなった漆工、窯業は衰退し、応用化学、工業化学、機械、電気、建築等の科が増設されていったのであり、ここにはもはや漆器の影はなかった。
- 12) 1899（明治 32）年の実業教育令の改訂では、徒弟学校は実業学校の一つであるとの位置づけが行われ、小学校相当の徒弟学校が廃止された。つまり実業高校としての条件が整わない学校には徒弟学校としての設立は認可されないことになった。
- 13) 1902（明治 35）年制定「その目的は各種の実業に従事し、又従事せんとするものに、簡易なる方法により、其の職業に要する知識技能を授けると同時に、普通教育の補習を目指す」とされており、修業年限にかなりの幅があり、しかもその施設や授業時間等々の内容に関する規定についてもかなり自由裁量の余地があった。
- 14) その後、戦時下体制のもと、工業補習学校は青年学校（1935（昭和 10）年）へ、戦時体制が強化される頃になると青年学校職業科（1936（昭和 11）年）の開設に吸収されていくことになる。
- 15) 職業補導事業は、公共事業の一環として、新規拡充されることになり、その経営主体は原則として地方公共団体に、その実情によっては財団法人職業補導協会、市町村、その他の適当な団体等に経営を委託してもよいと政府が方針を出したものである（隅谷 [1978 : 25]）。厚生省管轄から 1947 年には新設された労働省管轄となり、公共職業補導所と改称する。1948 年には全国に 385 補導所、467 種目あり、補導期間は殆ど半年であった。
- 16) 労働基準法第 7 章に「技能者の養成」に関する規定があり、徒弟・見習い・養成工の技能習得目的を理由とした酷使、技能習得に関係のない家事等の作業従事の禁止（第 69 条）、さらに教習方法、使用者資格、契約期間、労働時間、賃金に関する規制（第 71 条）が明記された。
- 17) 職業訓練法（法律第 133 号：1958（昭和 33）年 5 月 2 日）は、政府の行う職業訓練の推進、企業の行う職業訓練の振興、技能検定制度の創設等を主な目的とする法律である。1969 年に職業訓練法（法律第 64 号：1969（昭和 44）年 7 月 18 日）が制定されたことで廃止された。
- 18) 労働者に対する職業訓練および技能検定制度の確立を図るため、職業訓練体系の整備等の措置を定めた。旧職業訓練法（1958 年）を全面改正し、技能労働力の需給動向および技術革新の進展状況に即応できるようにしたものである。
- 19) 山中産地同様、労働基準法の「技能者養成規定」に則った契約書内容となっていた。しかし、当時の労働基準監督署の記録によれば、監督署指導の下に発足した漆工共同養成所（週一で一般教養学科、関連学科、実技（漆器に関連）を組合を教場に行う）入所者の出席率はわずか 10%で、その後漆器習得者としての入所者は少数にとどまり、住み込みの者が多くなっていく（佐藤他 [1962 : 198]）。
- 20) 輪島市立漆芸技術研修所が開設した際にも、地元輩出の重要無形文化財「蒔絵」保持者松田権六氏、「沈金」保持者前得二（大峰）氏、等が講師に就任している。

[引用・参考文献]

- 磯部喜一『日本漆器工業論』有斐閣、1955（初版 1946）
- 遠藤元男『日本職人史序説』雄山閣、1985
- 熊野毅『輪島塗の変遷と漆器組合』自費出版、1984
- 佐藤守、佐田玄治、羽田新、板垣幹男『徒弟教育の研究—漆器徒弟の社会史的分析—』御茶の水書房、1962
- 隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史〈上〉』日本労働協会、1970
- 隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史〈下〉』日本労働協会、1971

- 隅谷三喜男，古賀比呂志編著『日本職業訓練発展史 戦後編』日本労働協会，1978
- 須山聡「石川県輪島市における漆器業の発展」『地理学評論』65A - 3，219-237，1992
- 須山聡「職人の地域的移動パターンからみた輪島漆器の生産地域の拡大」『地理学評論』66A - 10，597-618，1993
- 中室勝郎『漆の里・輪島』平凡社，1997
- 張間喜一・古今伸一郎『輪島漆器』北国出版社，1976
- 樋口博美「ものづくり産地のしくみと技能伝承の変容と現状」『専修大学人文科学年報』第45，2015-3
- 宮川泰夫「山中漆器産地の革新機構－交流の構造と革新の風土－」『比較社会文化』第9巻，19-42，2003
- 山中町史編纂委員会編集（監修 斎藤晃吉）『山中町史 現代編』山中町役場，1995
- 山中町史編纂委員会編集（監修 西島明正）『山中町史 完結編』加賀市山中温泉支局，2006
- 若林喜三郎編著『山中町史』山中町史刊行会，1959
- 輪島市史編纂専門委員会編集（代表 若林喜三郎）『輪島市史資料編第六巻輪島漆器資料』石川県輪島市役所，1973
- 輪島市史編纂専門委員会編集（代表 若林喜三郎）『輪島市史』石川県輪島市役所，1976